

# 日本呼吸器学会北陸支部会会則

## 第1章 名称

第1条 本会は、日本呼吸器学会北陸支部会と称する。

## 第2章 目的

第2条 本会は北陸地域における、呼吸器病学とその診療に関する進歩と発展ならびに普及を図り、地方自治体や患者団体とも連携し、国民の健康に貢献することを自的とする。

## 第3章 事業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、セミナーの開催 <学術集会とは研究発表会のこと>
2. 学術講演会・研究会の共催・後援、研修医の教育、専門医の養成
3. 市民講座等による地域住民の啓発、患者団体との連携
4. その他、本会の目的達成に必要な事項

## 第4章 会員

第4条 本会の会員は、原則として日本呼吸器学会会員で北陸地区在住者とする。

第5条 本会に準会員を置くことが出来る。この規定は別に定める。

## 第5章 役員

第6条 本会に原則として次の役員を置く。

支部長	1 名
支部長代行	1 名
幹 事	5 名
監 事	2 名

第7条 支部長は、北陸支部において、理事選挙後に行う電子選挙で選出され、総会で選任される。支部長当選者は、支部長が欠けた場合に備えて、就任時に支部長代行者を指名する。支部長は支部会を代表し、会務を統括する。幹事、監事は、代議員（地方代議員を含む）の中から互選する。その選出方法は別に定める。地方代議員は、代議員会の推薦により支部長が委嘱する。その任期は2年とし、重任再任は妨げない。

## 第6章 会議

第8条 幹事会は、代議員会の役員会として、役員および北陸支部選出理事により構成する。

幹事会は、本会を代表し、代議員会の承認のもとに、本会の執行にあたる。幹事会は、呼吸器合同北陸地方会運営協議会と合同で開催する。

第9条 本会の会議は、支部総会、代議員会とするが、それぞれ呼吸器合同北陸地方会の総会、評議員会をもってこれに当たる。

総会、代議員会は毎年1回以上開催し、会務について審議報告する。

議長には支部長または呼吸器合同北陸地方会集会長が当たり、代議員会の議決をもって、最終決定とする。

議決は多数決による。

第 10 条 学術集会は毎年 1 回以上開催し、原則として学術講演会・セミナー・市民公開講座の会長は代議員（地方代議員を含む）の中から互選する。

他の学会の学術集会と合同して開催する事が出来る。

学会での発表は原則として学会員に限る。

## 第 7 章 会計

第 11 条 本会の経費は次に掲げるものをもって充てる。

1. 会 費 年会費は別に定める。学術集会時に徴収する事も出来る。

2. 本部からの補助金

3. 寄付金

4. 前項以外の諸収入

第 12 条 本会の会計年度は毎年 2 月 1 日に始まり、1 月 31 日に終わるものとする。

本会の予算・決算は原則として地方会代議員会で決定し、総会に報告する。

## 第 8 章 事務局

第 13 条 支部会の事務局を支部長のもとに置く。

事務局を 〒920-0293 石川県河北郡内灘町大学 1-1  
金沢医科大学呼吸器内科学 に置く

## 第 9 章 会則の変更

第 14 条 本会則は地方会代議員会で検討し 変更することが出来る。

附則 1. 本会則は、平成 18 年 5 月 14 日より実施する。

附則 2. 本会則は、平成 25 年 6 月 2 日より実施する。

附則 3. 本会則は、平成 28 年 6 月 8 日より実施する。

附則 4. 本会則は、平成 30 年 6 月 10 日より実施する。

附則 5. 本会則は、令和元年 5 月 26 日より実施する。

附則 6. 本会則は、令和 2 年 6 月 6 日より実施する。

附則 7. 本会則は、令和 4 年 4 月 21 日より実施する。